

## 教育民生常任委員長報告

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 3 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る 1 2 月 8 日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、陳情については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 100 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」の審査において、委員からの今期定例会に議案を上程した理由はどのようなものかとの質問に対し、教育委員会からは、「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」には、保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めると示している。よって、該当の君田地域のみならず、他のすべての地域においても、丁寧に基本方針の説明を行ったうえで、理解と協力を得て再配置を進めていくという説明を行っている。また、君田中学校と三次中学校の生徒間の交流は、対面やオンラインで実施しており、生徒会の組織のあり方や役員体制を検討しているとの報告も受けている。最初は、戸惑いや遠慮がちなところも見受けられたようだが、スポーツ交流などを通して、来年に向けて一緒にやっていくという機運は、高まっていると感じている。といった説明がありました。

これらの説明を受けて、行った委員間討議では、「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」を委員会では否決とした 6 月定例会以降、教育委員会として責任を持ち、様々な場面で意見交換や説明が行われており、一定の評価ができる。また、生徒間交流も積極的に行われている現状から、環境づくりも進んでいるということは事実として受け止める。といった意見や、この半年間、公式な場で幾度も協議を重ねられていることは、不安を解消されようとしている努力と成果の表れではないかと思う。もちろん、まだ解決に至っていないこと、地域の中でも不安の残っていることはあると思うが、説明を聞いて、そういう不安の

解消に向けた、教育委員会の歩み寄りや寄り添う姿勢が見えてきた。といった意見が出されました。

また、再配置後のまちづくりの指針を示す必要があると指摘したことについて、行政はあくまでもサポート役であることは理解しているが、これまであった学校が地域から無くなれば、まちづくりビジョンに掲げる学校との連携に少なからず影響してくるものと思う。この間の取組で、すべてが解決されたとは思っていないが、まちづくりトークや各住民自治組織との個別の協議により、地域の不安や実情をリサーチし、今後の道筋を共に考えている部分は前向きな行動と捉えている。といった意見が出されました

審査の結果、本議案及び議案第91号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」外1議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第2号「学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて」の審査にあたって、提出者からは、年々夏の暑さが増している中で、熱中症や集中力の低下など、子どもたちの体調や学習環境への影響が懸念される。普通教室へのエアコンの設置は進んでいるものの、特別教室や体育館への設置が取り残されており、体育の授業も取りやめている実態が増えている。また、和式便器のトイレについて、子どもたちの生活実態に合っておらず、学校現場からは、子どもたちがトイレに行くことを躊躇し、健康上の問題が生じる可能性もあるといった報告もあり、洋式便器への移行を早急に実施されるよう要望する。併せて、多くの私立学校で標準化されている温水洗浄便座の計画的な設置もお願いする。といった説明がありました。

一方、教育委員会からは、特別教室へのエアコンの設置は順次計画的に進めているが、昨今の異常気象や空調機の経年劣化による機械の故障が相次いで発生している。加えて、電気設備の更新も必要するために設置率が上がっていない状況である。さらに、体育館へのエアコン設置については、市の財源確保が大きな課題であり、計画的に進めることは困難である。学校の改築や大規模改修の際に、施設の状況に合わせて整備を検討していく。また、トイレの洋式化については、災害時の避難所としての機能と学習環境整備の観点から、将来的な検討課題であると認識している。すべての便器を洋式化するところまでは考えていないが、現

在の児童生徒数に応じて適切に整備していく。温水洗浄便座の導入については、整備費や維持管理費、また、衛生管理面での負担増の懸念から、整備予定はしていない。との説明がありました。

委員会では、双方の説明を受けた中で、採決した結果、陳情の願意については理解できるものの、本市の財政事情等を勘案すると願意を実現することは、現状では、困難であるとの理由により、本陳情は不採択と決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。